

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

(分課の分掌事務)  
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
庶務課	13 略 14 市町教育委員会との連絡調整に関する事 15、16 略 17 教育行政の総合企画に関する事。 18 学校教育の活性化に関する事。 19 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事。 20 教育広報及び教育行政相談に関する事。 21 就学奨励資金に関する事。 22 出先機関等に関する事。 23 育英事業に関する事。 24 公務災害補償に関する事。 25 県立学校の児童生徒等の災害に係る給付金に関する事。 26 職員の健康管理(石川県公立学校教職員健康管理審査会に関する事を除く。)その他福利厚生に関する事。 27 恩給に関する事。 28 公立学校共済組合及び教職員互助会に関する事。 29 他の課に属しない事務に関する事。
教職員課	1 略 2 市町立学校の設置及び廃止の認可等並びに学級編成に関する事。 3 10 略

現行

(分課の分掌事務)  
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
庶務課	13 略 14 市町村教育委員会との連絡調整に関する事。 15、16 略 17 教育行政の総合企画に関する事。 18 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関する事。 19 教育広報及び教育行政相談に関する事。 20 就学奨励資金に関する事。 21 出先機関等に関する事。 22 公務災害補償に関する事。 23 県立学校の児童生徒等の災害に係る給付金に関する事。 24 職員の健康管理(石川県公立学校教職員健康管理審査会に関する事を除く。)その他福利厚生に関する事。 25 恩給に関する事。 26 公立学校共済組合及び教職員互助会に関する事。 27 他の課に属しない事務に関する事。
教職員課	1 略 2 市町村立学校の設置及び廃止の認可等並びに学級編成に関する事。 3 10 略

学校指導課	1   7 略
生涯学習課	9 8  就学援助費補助金に関する こと。 教育研究団体に関する こと。
文化財課	1   3 略 4 世界遺産に関する こと。 博物館に関する こと。 5 鉄砲刀剣等登録 事務に関する こと。 6 石川県立輪島漆 芸技術研修所 の管理運営に 関すること。 7 石川県金沢城 調査研究所の 管理運営に 関すること。 8 9 と。 石川県埋蔵文化 財センターに 関すること。
スポーツ健康課	略

(出先機関の名称、分掌事務等)  
第十条 略

名称	位置	所管区域	内部組織	分掌事務
小松教育事務所	略	略	総務課	略
金沢教育事務所	略	略	管理課	
中能登教育事務所	略	略	指導課	
奥能登教育事務所	略	略	社会教育課	

学校指導課	1   7 略 8 育英事業に 関すること。 9 就学援助費 補助金に 関すること。 10 教育研究 団体に 関すること。
生涯学習課	略
文化財課	1   3 略 4 金沢城の 調査研究に 関すること。 5 博物館に 関すること。 6 鉄砲刀剣 等登録事務 に関する こと。 7 石川県立 輪島漆芸技 術研修所の 管理運営に 関すること。 8 石川県埋蔵 文化財セン ターに 関すること。
スポーツ健康課	略

(出先機関の名称、分掌事務等)  
第十条 略

名称	位置	所管区域	内部組織	分掌事務
小松教育事務所	略	略	総務課	略
金沢教育事務所	略	略	管理課	
中能登教育事務所	略	略	指導課	
奥能登教育事務所	略	略	社会教育課	

(内部組織の職)  
第十一条 略

職	職
所長	教育長の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、課の事務を処理する。
課長	

2、3 略

(教育機関等の名称、分掌事務等)  
第十二条 略

一、四 略  
五 教育センター

名称	石川県教育センター
位置	金沢市高尾町
内部組織	庶務課 企画課 研修課 教育相談課 情報教育課
分掌事務	1 教育職員の現職教育に関すること。 2 教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。 3 教育相談に関すること。 4 情報教育に関すること。

六、七 略

(内部組織の職)  
第十一条 略

職	職
所長	教育長の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、課の事務を処理する。 上司の命を受け、係の事務を処理する。
課長	
係長	

2、3 略

(教育機関等の名称、分掌事務等)  
第十二条 略

一、四 略  
五 教育センター

名称	石川県教育センター
位置	金沢市高尾町
内部組織	庶務課 企画課 研修課 教育相談課 情報教育課
分掌事務	1 教育職員の現職教育に関すること。 2 教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。 3 教育相談に関すること。 4 情報教育に関すること。

六、七 略

八 金沢城調査研究所

名称	石川県金沢 城調査研究 所
位置	金沢市広坂 二丁目
分掌事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金沢城の調査研究に関すること。</li> <li>2 金沢城関連史料の整理・収集に関すること。</li> <li>3 金沢城関連城郭等の調査研究に関すること。</li> <li>4 金沢城に関する調査成果等の普及・啓発に関すること。</li> </ol>

九 体育施設管理事務所

略  
十 武道館

2  
4 略

(内部組織の職)  
第十四条 略

職	館長	所長
教育機関等	図書館 生涯学習センター 自然史資料館 武道館	青年の家 教育センター 漆芸技術研修所 少年自然の家 金沢城調査研究所 体育施設管理事務所
職務	職	
	教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

八 体育施設管理事務所

略  
九 武道館

2  
4 略

(内部組織の職)  
第十四条 略

職	館長	所長
教育機関等	図書館 生涯学習センター 自然史資料館 武道館	青年の家 教育センター 漆芸技術研修所 少年自然の家 体育施設管理事務所
職務	職	
	教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

3、4 略	略	次長	副所長	副館長	職	2 略	課長
	略	青年の家 漆芸技術研修所 教育センター 少年自然の家 体育施設管理事務所	金沢城調査研究所	生涯学習センター 自然史資料館 武道館	教育機関等		課を置く教育機関等
	略		所長を補佐する。	館長を補佐する。	職 務		上司の命を受け、課の事務を処理する。

3、4 略	略	次長	副館長	職	2 略	係長	課長
	略	青年の家 漆芸技術研修所 教育センター 少年自然の家 体育施設管理事務所	生涯学習センター 自然史資料館 武道館	教育機関等		係を置く教育機関等	課を置く教育機関等
	略		所長を補佐する。	館長を補佐する。		職 務	上司の命を受け、係の事務を処理する。